

消費者安全法案についての意見書

2008年11月19日
日本弁護士連合会

はじめに

この意見書は、内閣が2008年9月29日に国会に提出した「消費者安全法案」(以下「法案」という。)について、当連合会の修正意見を述べるものである。

法案は、4つの部分から構成されている。第1に総則規定及び内閣総理大臣の策定する消費者安全に関する基本方針に関する部分(第1章、第2章)、第2に地方公共団体の事務と消費生活センターに関する部分(第3章)、第3に消費者事故等についての情報の集約等に関する部分(第4章)、第4に消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置に関する部分(第5章)である。これらの内容は、消費者庁が一元的に消費者行政を推進するに際して不可欠なものである。

そこで、法案は消費者庁設置法案と一体として、早期に成立させることが必要である。

しかし、消費者庁が期待される機能を発揮するためには、本法案についても以下の論点について充実させる必要があるので、意見を述べるものである。

1 法案第1章 総則について

(意見1) 法案第2条第3項について

(意見の内容)

「消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること」を「消費者の消費生活における被害を防止し、その安全及び取引の公正を確保すること」としたうえで、「消費者安全の確保」を「消費者安全等の確保」と修正すべきである。

併せて、第3条以下に「消費者安全の確保」とあるのを「消費者安全等の確保」と修正すべきである。

(理由)

「消費者安全の確保」は、法案全体において使用される定義であるが、「安全」という文言から製品・食品等に対する消費者の安全は含まれるものの、取引に関する消費者の権利・利益の擁護が含まれていない。消費者庁設置法案第3条においても消費者庁の任務として「商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保」と規定されており、「取引の公正」の確保が図られなければならない。

したがって、上記のとおり修正すべきである。

(意見2) 法案第2条第5項について

(意見の内容)

第1号の「消費者の生命又は身体について」を「消費者の生命、身体又は財産について」に修正すべきである。

第2号の「消費安全性を欠く商品等又は役務」を「消費安全性を欠く若しくはそのおそれのある商品等又は役務」に、「前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの」を「前号に掲げる事故が発生するおそれが

あるもの」に修正すべきである。

第3号の「虚偽の又は誇大な広告」を「不適正な情報提供，不当な勧誘若しくは不公正な契約条項の使用，又は虚偽の若しくは誇大な広告・表示等」に，「消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるもの」を「消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為」に修正すべきである。

(理由)

「消費者事故等」の定義は，法案第4章（消費者事故等に関する情報の集約）において情報収集の対象を定めるものである。このため，必要な情報が収集対象から除外されることのないよう法律で対象範囲を明確にしておくことが必要である。

第1号では財産被害が含まれていないので，これを加えるべきである。

第2号では消費安全性を欠くか否か不明確な場合が除外されることとなるので，「消費安全性を欠く，若しくはそのおそれのある商品等又は役務」とすべきであり，また，必要な情報を収集するためには，消費者の生命，身体及び財産に被害が生じた事故やそのおそれのある事態について，政令でこれを限定することは妥当でなく，政令委任規定を削除すべきである。

第3号では「その他」に含まれると想定される類型的な取引被害についても規定したうえで，取引被害が含まれることと明らかにしておくために，「前2号に掲げるもののほか，不適正な情報提供，不当な勧誘若しくは不公正な契約条項の使用，又は虚偽の若しくは誇大な広告・表示等により，消費者の利益を不当に害し又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為」とすべきであり，前号と同様に政令委任規定を削除すべきである。

(意見3) 法案第2条第6項について

(意見の内容)

第3号として，「前項第3号に掲げる事態のうち，被害者の数，被害の内容，事業者の行為態様等に鑑み，その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの」を加えるべきである。

(理由)

「重大事故等」の定義は，第12条において「直ちに」，「通知しなければならない」とされる事故の範囲を定め，第17条から第19条において規定されている，いわゆる隙間事案についての対象を定めるものである。

こうした「重大事故等」に，安全性を欠き，又はその恐れがある事故のみならず，取引被害において重大な被害が生じる事案を含める必要がある（大和都市管財事件，L & G事件，ワールドオーシャンファーム事件等）。

そのために，第3号として，「前項第3号に掲げる事態のうち，被害者の数，被害の内容，事業者の行為態様等に鑑み，その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの」を加えるべきである。

なお，消費生活用製品安全法における重大製品事故が政令で定められ，その範囲が極めて限定的となったために被害の未然防止等に十分機能していないことを踏まえ，重大事故等の要件を政令で定める場合には，その範囲が限定的に過ぎることのないように留意しなければならない。

(意見4) 法案第3条(基本理念)について

(意見の内容)

第2項の「消費者の利便の増進に寄与すること」を「消費者の権利を確保し、利益を増進すること」と修正すべきである。

また、第4項として「消費者安全等の確保に関する施策の推進は、消費者団体との連携及び消費者の参加を旨として行わなければならない。」を加えるべきである。

(理由)

消費者安全法案は消費者庁設置法と並び消費者庁の根幹をなす法案である。その基本理念には「消費者を主役とする」消費者庁創設の基本理念がそのまま反映されていなければならない。

その趣旨を明確にするためには上記のとおり修正すべきである。

(意見5) 法案第4条(国及び地方公共団体の責務)について

(意見の内容)

第3項として、「国及び地方公共団体は、消費者安全等の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等の情報や消費者安全等の確保に関する施策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。」を加えるべきである。

また、上記修正に伴い、同条の第3項以下は順次繰り下げるべきである。

(理由)

消費者被害の発生及び拡大の防止のためには、消費者に対する情報提供とともに、行政事務が消費者目線で遂行されることが必要である。そのために、情報提供は国及び地方公共団体の責務であることを明記し、その情報を積極的に公表することが必要である。

よって、第4条に第3項として「国及び地方公共団体は、消費者安全等の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等の情報や消費者安全等の確保に関する施策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。」ことを加えるべきである。

(意見6) 法案第5条(事業者等の努力)について

(意見の内容)

標題の「事業者等の努力」を「事業者等の責務等」に修正すべきである。

また、第1項を「事業者及びその団体は、法令を遵守し、消費者安全等の確保、消費者に対する必要な情報の明確かつ平易な提供、消費者との間に生じた苦情処理を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備及び当該苦情の適切な処理に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全等の確保に関する施策に協力しなければならない。」と修正すべきである。

(理由)

消費者庁の創設は産業育成を目的とする既存省庁による消費者保護施策の問題を改善するためであるが、もとより消費者被害の防止は第1次的には事業者によって図られる

べきものである。

そのために、事業者についての規定は努力規定ではなく責務として定められるべきであり、責務の内容に、「法令を遵守すること」、「消費者に対して情報の明確かつ簡易な提供、消費者との間に生じた苦情処理を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備及び当該苦情の適切な処理を行う」を追加し、「国及び地方公共団体が実施する消費者安全等の確保に関する施策に協力しなければならない」と修正すべきである。

また、これに伴い、標題も「事業者等の責務等」と修正すべきである。

2 法案第3章 消費生活相談等について

(意見7) 法案第8条(都道府県の事務等)について

(意見の内容)

第1項第2号イ・ロ・ニの「広域的な見地」を「広域的又は専門的な見地」と修正すべきである。

また、第2項の「市町村は、」の後に「独自に又は他の市町村と連携して、」を加えるべきである。

(理由)

消費者基本法改正(2004年)において、第19条に都道府県独自の苦情処理の責務が規定された。これは、都道府県の消費生活相談業務には事業者規制等のセンサー機能を果たす役割や、高度の専門性を要する相談処理や新たな手口の苦情相談に対応する役割があるが、当時、都道府県の消費生活センターを統廃合する動きが生じていたことから、盛り込まれたものである。

都道府県の消費生活相談のこの役割を確保するために、第1項においても、「広域的な見地を必要とする場合」に限定することなく、「専門的な見地を必要とする場合」との規定を追加することにより、多様な相談や苦情に専門的な見地から対応する都道府県独自の苦情相談処理の責務があることを明確化すべきである。

また、市町村については、小規模自治体において、周辺市町村と共同して消費生活センターを設置するなどの対応が必要となることから、他の市町村と連携して消費者からの相談等の事務を遂行しうることを条文に明記すべきである。

(意見8) 法案第10条(消費生活センターの設置)について

(意見の内容)

第2項の「必要に応じ」を「独自に又は他の市町村と連携して」と修正すべきである。

(理由)

法案第10条第2項では、市町村については、一定の要件を備える消費生活センターの設置は任意的とされているが、消費生活相談・苦情の処理を行う責務(法案第8条第2項)は常に負うものであり、一定の基準の下で、明確に市町村として消費生活センターを設置するよう規定する必要がある。しかしながら、市町村の規模は様々であり、単独では常設の消費生活センターの設置が困難な場合もある。

したがって、「必要に応じ」との規定を削除し、周辺市町村との共同設置が可能であることを明記すべきである。

3 法案第4章 消費者事故等に関する情報の集約等について

(意見9) 法案第12条第1項について

(意見の内容)

「行政機関の長，都道府県知事，市町村長及び国民生活センターの長その他内閣府令で定める者は，重大事故等が発生した旨の情報を得たときは，直ちに，内閣総理大臣に対し，内閣府令で定めるところにより，当該重大事故等の発生に関して得た全ての情報及び内閣府令で定める事項を通知しなければならない。」と修正すべきである。

(理由)

法案第12条は，第1項において，行政機関等の長等に，その入手した重大事故等の情報を，内閣総理大臣に，直ちに通知する義務を定め，重大事故を除く消費者事故等情報については，第2項で，被害が拡大し，又は同種もしくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときに，内閣総理大臣に対し通知することを定めるものである。

この枠組みにおいては，重大事故等の定義が極めて重要になり，上記(意見3)のとおり，法案第2条6項を修正し，取引被害も含めその範囲を広げるべきである。

その上で，被害の発生・拡大の防止に重大事故等に関する情報が活用されるためには，まず，かかる情報が適切に収集される仕組みが必要である。

この点，法案では，重大事故等に関する情報の通知義務者の範囲について，行政機関の長，都道府県知事，市町村長及び国民生活センターの長が掲げられているが，より適切に情報を収集するために，消防，警察，保健所，公営病院を含めなければならない。その他，独立行政法人や民間の病院も対象とすべきである。(例えば，動力刈払機による失明事故は，病院では昭和40年代から対策の緊要性が叫ばれていたが，農林水産省が収集した事故情報は極めて僅かであり，何ら対策も取られていなかった。また，警察は，事故等が発生した商品等を鑑定するなどして様々な事故情報を有し，東京消防庁は，毎年，火災原因となった様々な商品等の情報を収集・分析している。)

よって，被害防止に必要な重大事故等の通知義務者を内閣府令で追加することとし，上記各機関等を加えることができることとすべきである。

次に，ここで通知すべき情報は，重大事故等の概要では足りず，行政機関等が入手した当該事故等に関する具体的内容(事故の一次情報)の全てであることが必要である。このような情報の集積によって，当該商品等の欠陥や消費者安全性の欠如，当該勧誘行為の違法性等が明らかになる場合がある。(例えば，ガス瞬間湯沸器一酸化炭素中毒事件やこんにゃくゼリー窒息死事件も，具体的事案が明らかにされた上で情報が集積されることによって，消費安全性を欠くことが明らかになった。)

ただし，個人情報については，これを削除するなどの配慮・工夫が必要である。

よって，「当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項」を「当該重大事故等の発生に関して得た全ての情報及び内閣府令で定める事項」と修正すべきである。

(意見10) 法案第12条第2項について

(意見の内容)

「行政機関の長，都道府県知事，市町村長及び国民生活センターの長その他内閣府令

で定める者は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得たときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等の発生に関して得た全ての情報及び内閣府令で定める事項を通知するものとする。」と修正すべきである。

（理由）

消費者事故等に関する情報の通知者の範囲については、上記（意見 9）で重大事故等に関する情報の通知者の範囲について述べたところと同様に修正すべきである。

次に、法案第 12 条第 2 項では、重大事故等以外の消費者事故等に関する情報につき、被害の拡大のおそれや同種又は類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認められるときに、はじめて通知をするものとされている。そのため、既存の行政機関等が被害拡大の可能性等を判断することになり、既存の行政機関等の問題点が残ったままで、根本的には何も変わらない可能性がある。

また、通知すべきとされる行政機関等は独自の専門的な原因究明機関を持たない場合があり、持っているに限られた情報のもとで独自の事故原因の解明は困難であることが多く、「当該消費者事故等による被害の拡大」、「当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ」を判断することは困難である。そのため、事業者やその商品等の信用性が損なわれるおそれを考慮して判断を躊躇し、通知を遅滞し、あるいは通知しないことが多い。よって、この要件を削除すべきである。

さらに、通知する事故情報の内容が概要とされている点についても、上記（意見 9）で述べたとおり入手された全ての情報が共有される必要があり、事故の概要では不十分である。

よって、当該行政機関の長が知り得た当該事故に関する情報のすべてが内閣総理大臣に通知されるべきである。

（意見 11）法案第 12 条第 5 項及び第 6 項の追加について

（意見の内容）

第 5 項として「商品等又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者は、当該商品等又は役務によって重大事故等が発生したことを知ったときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等につき収集した全ての情報その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。ただし、他の法令の規定に基づき主務大臣等に対する通知義務が課せられている場合はこの限りでない。」を加えるべきである。

また、第 6 項として「商品等又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者は、当該商品又は役務によって消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生したことを知ったときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該消費者事故等につき収集した全ての情報その他内閣府令で定める事項を通知するよう努めなければならない。ただし、他の法令の規定に基づき主務大臣等に対する通知義務が課せられている場合はこの限りでない。」を加えるべきである。

（理由）

法案には、事業者の事故情報の通知義務が規定されていない。しかしながら、事業者のもとに事故や消費者苦情にかかる情報が最も多く集積しているのであるから、消費者

庁において事故等情報を一元的に集約するためには、重大事故等に関する情報は通知義務を課し、さらには重大事故等に至らない消費者事故等に関する情報も通知する努力義務を課すべきである。

(意見12) 法案第13条(消費者事故等に関する情報の収集及び分析等)について
(意見の内容)

第3項の「第1項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない」を「第1項の規定により収集された情報及び分析の結果を、個人情報に配慮して、速やかに公表しなければならない」と修正すべきである。

(理由)

法案第13条では、内閣総理大臣は、情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめ(同条1項)、その結果の概要を公表しなければならないとされている(同条3項)。

しかしながら、消費者被害についての情報が、消費者安全の確保を図るため有効に活用されるためには、取りまとめた結果の概要が公表されるだけでは不十分である。内閣総理大臣は、消費者被害についての情報通知を受けたときは、個人情報を除き可能な限り詳細な情報を、分析結果を取りまとめる以前の段階から速やかに公表すべきである。

特に、今日、多様な事業者によって、多種多様な商品が製造販売され、あるいは取引されており、安全性の有無や、事故の原因等の判断は容易ではない。安全性の有無や程度について確立した知見がない領域(化学物質の毒性等)があり、誤使用なのか製品欠陥なのかの評価や警告表示のあり方などにおいては、社会の安全意識の変化が関わってくる。つまり、事業者、内閣総理大臣、所轄関係省庁が独自に情報を収集・分析していたのでは、安全性を欠くおそれの有無等を判断することはできず、利害関係者(事業者、国民・消費者、所轄関係省庁)が情報を共有し、危険の回避のために補完しあうことができるかを念頭に、制度を構築しなければならない。

また、消費者が、商品等の購入に際し、欠陥や消費安全性の有無等を判断し、当該商品等を購入するかを自己決定できるためには、消費者庁に消費者事故等情報が収集され、その情報が基本的に国民に公表され、共有されていることが必要である。(汚染米についてみれば、消費者は、健康被害の発生の具体的可能性の有無にかかわらず、汚染米もしくは汚染米を含有する食品を回避し、そうではない食品を選択する権利有する。そのためには、汚染米もしくは汚染米を含有する食品の商品名が特定され、公表される必要がある。)

したがって、消費者庁に収集された消費者事故等に関する情報を国民に公表するに際しては、分析や取りまとめを行う前の段階で、個人情報を除き可能な限り詳細な情報を速やかに公表すべきである。

なお、このような段階で公表される消費者事故等に関する情報は、商品等に欠陥があると断定したり、消費安全性を欠くことを断定したり、事業者の行為が違法であると断定するものでもなければ、事業者に損害賠償責任を課すものでもなく、その点を明示する必要がある。また、当然ながら、被害者等の個人情報に対する配慮が必要である。

4 法案第5章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置について

(意見13) 法案第16条(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)について

て

(意見の内容)

第1項の「第12条第1項又は第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、」を削除すべきである。

第2項として「前項に基づく措置の実施に関する要求を受けた大臣は、速やかに当該措置を実施しなければならない。」を加えるべきである。

第2項を「内閣総理大臣は、第1項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況についての報告を求めることができ、措置の実施を要求した旨及び措置の実施状況についての報告内容を公表することができる。」と修正し、第3項とすべきである。

(理由)

法案第16条では、内閣総理大臣の措置請求について、法案第12条の通知等消費者事故等の情報を得たことが要件とされるが(第1項)、具体的情報の通知の有無にかかわらず、また消費者事故等の事故情報等が必要なときにも措置要求ができるよう、このような要件は削除すべきである。

また、内閣総理大臣の措置要求は、「消費者事故等の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合」を要件としているが、他の法律の規定の有無あるいは解釈について不明確であったり、省庁間において解釈の違いがあることから措置要求が行われず、あるいは措置要求に対し担当大臣が当該措置を実施しないという事態が想定される。

このため、内閣総理大臣が「消費者事故等の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定」があると判断し措置要求を行った場合には、担当大臣は「速やかに当該措置を実施しなければならない」ことを規定し、措置の実施が遅滞しないようにすべきである。

さらに、措置要求の実効性を確保するために、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に応答義務を定め、かつ、措置の実施を要求したときは、その旨及び措置の実施状況についての報告内容を公表する旨の規定をおくべきである。

(意見14) 法案17条(事業者に対する勧告及び命令)について

(意見の内容)

第1項を「内閣総理大臣は、消費者事故等が発生した場合(当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等とその原因を同じくする消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該事故の原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下、この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、当該製品の回収、譲渡等の禁止・制限、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の供給・提供の方法の改善、当該情報提供、勧誘行為、契約条項の使用、広告・表示の改善・中止その他必要な措置(以下、この項において「必要な措置等」という。)を勧告することができる。」と修正すべきである。

また、第2項の「前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくしてそ

の勧告に係る措置をとらなかった場合において、」を削除し、「重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告にかかる措置を取るべきことを命ずることができる」を「消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために特に必要があると認めるときは、当該商品等又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために必要な措置等をとるべきことを命ずることができる」と修正すべきである。

さらに、第4項の「あらかじめ、」を削除すべきである。

なお、上記修正に伴い、法案第18条（譲渡等の禁止又は制限）、法案第19条（回収等の命令）は削除すべきである。

（理由）

法案第18条は、いわゆる「隙間事案」の重大事故等について、消費安全性を欠くことにより重大事故等が生じた場合に、自ら、事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同条第1項）とし、事業者が正当な理由がなくて前項の勧告に係る措置をとらなかった場合に、特に必要と認めるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）、その場合に、その旨を公表しなければならない（同条第5項）とするものである。

さらに法案は、第18条で急迫した危険がある場合に、事業者に譲渡等の禁止又は制限を命じることができることを規定し、第19条で第18条の禁止に違反した場合に回収等を命じることができることを規定している。

すなわち、点検、修理等については勧告を前置とし、譲渡禁止命令は急迫した危険がある場合に制約され、この命令違反にのみ回収等の命令を明記している。

しかしながら、このような制約を課せば、被害の発生や拡大防止のために迅速に適切な措置ができないおそれが生じる。

勧告の有無を問わず、急迫した危険がある場合に限定することなく、予測される重大な被害の防止等を含め被害の発生や拡大を防止するために、譲渡禁止や回収命令も含めて必要な措置がとれるように規定し直す必要がある。

つまり、事案に即して適切な勧告・命令等の措置をとりうるものとする仕組みにしておくことがある。

次に、取引被害についても勧誘等の禁止等の措置がとれることを明らかにしておくことも必要であり、法案第18条の譲渡等の禁止又は制限の規定と法案第19条の回収等の命令の規定を法案第17条に統一し、緊急事態も含め、被害拡大防止等のために必要があれば、危害除去、譲渡禁止、回収命令、勧誘行為の中止等の必要な措置がとれるようより具体的に規定すべきである。

なお、消費者政策委員会への意見聴取が要件とされているが（第4項）、緊急事案に適切に対応できるよう事後報告等も考慮すべきである。

さらに、対象を重大製品事故に限定し、その上に重大事故等の発生が当該製品の安全性を欠くことが必要とされていると解され、本条項の適用は極めて限定されると考えられる。つまり、製品起因性が明確で重大な健康被害が生じている、あるいはそのおそれのある「隙間事案」にしか内閣総理大臣は対応できない仕組みになっている。対象となる消費者被害を広く捕捉しなければ、消費者庁は機能しない。

したがって、「当該商品等が消費安全を欠くこと」との要件を削除し、「消費者事故

等が発生した場合」に被害拡大や同種事故の発生を防ぐことができるよう規定しなければならない。

(意見15) 法案第20条(消費者政策委員会の意見)について

(意見の内容)

第2項として「消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、前2条(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求・事業者に対する勧告及び命令)の規定に基づく要求、措置、勧告又は命令等を行うべきことを勧告することができる。」を加えるべきである。

第3項として「消費者政策委員会は、第1項又は前項のために必要な限度において、自ら又は消費者庁長官を通じて、関係行政機関又は事業者に対し資料の提供又は説明その他の措置を求めることができる。」を加えるべきである。

第4項として「内閣総理大臣は、第2項の勧告を受けた場合には、消費者政策委員会に対し、当該勧告に基づいてとった措置及びその理由並びに何らの措置をとらなかった場合にはその理由について報告をしなければならない。」を加えるべきである。

第5項として「内閣総理大臣は、第1項の意見又は第2項の勧告を受けたとき、及び前項の報告をしたときは、その旨及びその内容を公表しなければならない。」を加えるべきである。

(理由)

消費者政策委員会(以下「委員会」という。)は、消費者庁が真に「消費者を主役」とする組織たるべく消費者目線で消費者庁を監視・補完する組織として位置付けられるものである。このため、法案における委員会の権限についても消費者庁の監視組織たるに十分な権限として規定されなければならない。

法案第20条では、委員会の内閣総理大臣に対する意見具申権限が規定されている。委員会が消費者庁を監視するための権限として、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生及び防止に関しあらゆる意見を具申できる権限を規定しておくことは不可欠である。

しかし、単なる意見具申だけでは消費者庁に対する監視・補完の権限として不十分である。法案では消費者庁の指令塔機能として、内閣総理大臣の担当大臣に対する措置要求権限(法案第16条)、隙間事案についての内閣総理大臣の事業者に対する各種権限(法案第17条から第19条)が規定されている。これらの権限は、縦割での産業育成省庁による間接的派生的消費者保護に対する根本的な改善策としての最重要権限の一つである。このため、内閣大臣の措置要求権限及び事業者に対する各種権限、さらに消費者庁が所轄する法令に基づく権限行使が適時適切に行われていない場合には、監視組織たる委員会が実行性をもってこれらの権限発動を要求することが必要である。

したがって、委員会の権限として、総理大臣の措置要求権限及び事業者に対する各種権限についての「勧告権限」及び当該勧告に対する内閣総理大臣の委員会に対する「対応措置内容の報告義務」を追加すべきである。

また、委員会の監視機能の実効性を確保するために、委員会の意見具申権限及び勧告権限行使のために関係行政機関又は事業者に対する資料提供、説明要求権限を規定すべきである。さらに、内閣総理大臣が委員会から意見具申又は勧告を受けた場合及び勧告に対する報告を行った場合には、内閣総理大臣はその内容等についての公表する義務があることを規定すべきである。

(意見 16) 法案第 21 条 (都道府県知事による要請) について

(意見の内容)

都道府県知事から内閣総理大臣に対し必要な措置の実施を要請した場合に、内閣総理大臣がその直轄事務に関して実施する措置及び対応を当該都道府県知事に通知することを加えるべきである。

(理由)

都道府県が、苦情相談情報に基づいて必要な措置を内閣総理大臣に要請することは、国が迅速・的確な被害防止・法制度改善の措置を講ずるうえで極めて重要な意義を有する。よって、これに対する内閣総理大臣の回答義務を定めることにより、要請制度の実効性を高めるべきである。

この点、法案第 21 条では、都道府県知事からの措置要請に対し、内閣総理大臣が直轄する事務についての回答義務が規定されていない。

したがって、内閣総理大臣の直轄事務についての回答義務を規定すべきである。

5 新設規定について

(意見 17) 消費者及び消費者団体の申し出について

(意見の内容)

「何人」も内閣総理大臣に対し、消費者安全等の確保に関し適切な措置をとるべきことを申し出ることができること及び内閣総理大臣は当該申し出に対し必要な調査、適切な措置をとる義務があることを規定すべきである。

また、消費者契約法第 13 条第 1 項の承認を受けた適格消費者団体その他一定の要件を満たす消費者団体が、消費者政策委員会に対し、内閣総理大臣への意見・勧告を行うよう申し出ることができること、消費者政策委員会は当該申し出への対応について当該消費者団体に通知する義務のあること、申し出及び通知の公表義務のあることを規定すべきである。

(理由)

既存の各省庁が、産業育成を目的とするのに対し、「消費者を主役」とする消費者庁においては、政策の企画、立案、執行のすべてが徹底した消費者目線により行われなければならない。このためには、消費者の声が消費者庁に直接届くとともに、消費者の声に対し消費者庁が適切に対応する仕組みを法律上規定しておくことが必要である。

したがって、「何人も」内閣総理大臣に対し消費者安全等の確保について適切な措置をとるべきことを求めることができること及び内閣総理大臣は申し出に対し必要な調査、適当な措置をとる義務があることを規定すべきである。

また、消費者の声による委員会の監視機能の発動を促すため、消費者契約法第 13 条第 1 項に認定を受けた適格消費者団体その他一定の要件を満たす消費者団体から委員会に対する申し出を規定するとともに、委員会の対応措置を当該消費者団体に対し一定期間内に通知する義務並びに申し出及び通知の公表義務を規定すべきである。

例えば、以下のように規定すべきである。

(内閣総理大臣への申し出)

第1項 「何人も、消費者安全等の確保のために必要な措置がとられていないため消費者事故等が発生し又は拡大するおそれがあると認めるときは、その旨を内閣総理大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。」

第2項 「内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。」

(消費者政策委員会への申し出)

第1項 「消費者契約法第13条第1項の認定を受けた適格消費者団体又は消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための活動その他消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っている団体であって、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、その知見に基づいて消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、消費者政策委員会に対し、前条の意見を述べ又は勧告をすることを求めることができる。この場合においては、当該要求に係る意見の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。」

第2項 「消費者政策委員会は、前項の要求を受けた場合において、前条に基づき、内閣総理大臣に対し、当該要求に係る意見の内容の全部又は一部を述べるときはその旨を、当該要求に係る意見の内容の全部又は一部を述べる必要がないと認めるときはその旨及び理由を、内閣府令で定める期間内に、遅滞なく、当該要求をした認定団体に通知しなければならない。」

第3項 「消費者政策委員会は、第1項に基づく要求を受けたとき及び前項に基づく通知を行ったときは、その事実及び内容を遅滞なく公表しなければならない。但し、公表によって消費者被害の発生又は拡大の防止を図ることが困難になる等の事情が認められる場合として内閣府令で定める場合には、公表をせず又は相当期間経過後に公表することができる。」

第4項 「内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定団体の求めに応じ、当該団体が第1項の規定に基づく要求を適切に行うために必要な限度において、当該団体に対し、第13条第1項の規定により集約された情報及び分析の結果を提供することができる。」

(意見18) 公益通報について

(意見の内容)

国民生活センターと消費者庁本庁に公益通報受付窓口を設置することを規定すべきである。

また、これに符合するよう、公益通報者保護法の一部を改正し、前項の窓口に、公益通報者保護のための教育を受けた職員、弁護士等を配置するものとすべきである。

(理由)

近年の食品偽装等の事件は、全て内部告発(公益通報)によって明らかになったものである。

公益通報は、組織の違法行為を是正させ、消費者の被害を未然に防ぐ上で、最も迅速かつ簡易で有効な手段である。公益通報が機能することは、国民の生命・健康、財産を

守る上で、非常に重要である。そのためには、公益通報した人が不利益を受けることがあってはならない。公益通報者保護法は、そのような願いを込めて制定された。

消費者庁を創設し、消費者の安全・安心と財産を守る上で、公益通報を活用する視点は重要である。消費者庁が直接事業者に対する処分権限を有する法令以外の法令に関しても、消費者庁を公益通報の行政通報窓口として法的に位置付け、事業者の違法行為についての通報を受けて、消費者庁で、通報者を保護しつつ、調査、分析して、被害防止のための権限を発動できるような仕組みを構築しておくべきである。

具体的には、消費者安全法第4章に、国民生活センターと消費者庁本庁に公益通報受付窓口を設置する旨の規定を設け、あわせてこれに符合するよう、公益通報者保護法の一部を改正すべきである。また、同窓口には、公益通報者保護のための教育を受けた職員、弁護士等を配置すべきである。なお、当面は、同法制定時の国会附帯決議にあるように、職務上の守秘義務を有する弁護士会の公益通報相談窓口と連携することも検討すべきである。

以上